

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局食肉鶏卵課食肉需給対策室

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		<品名> 生きている豚、豚肉、豚くず肉、ハム及びベーコン等 <制度名> 生きている豚及び豚肉等に係る特別緊急関税制度									
改正要望の内容		○ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第２項、第７条の６ ○ 具体的な改正内容 「令和９年３月３１日まで」とされているものを１年以上延長する。									
税番	統計細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の増減税規模	改正増減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
010392		生きている豚	10%	従量税（19,508 円/頭） 差額関税 従価税（8.5%）		10%	（同左）		従量税（19,508 円/頭） 従価税（8.5%）		
020311		豚肉	5%	従量税		5%	（同左）		従量税		
020312		豚くず		（020311, 020321：					（0203.1		
020319		肉		361 円/kg、その他：					1, 0203.2		
020321				482 円/kg）					1：361 円		
020322				差額関税					/kg、そ		
020329				従価税（4.3%）					の他：482	△21	－
020630									円/kg）	百万円	百万円
020649									従価税（4.3%）		
021011		ハム及	10%	差額関税		10%	（同左）		従量税		
021012		びベー		従価税（8.5%）					（1,035		
021019		コン等							円/kg）		
021099									従価税		
160241									（8.5%）		
160242											

160249																																																																							
改正要望 内容の 施行期日 及び適用 期間	○ 施行期日 令和9年4月1日 ○ 適用期間 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。																																																																						
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 豚肉は、国内で飼養されている豚のほとんどが外国由来の原種やそれらを交配したものであるため、国産品と輸入品の間で品質面での差別化が図りにくく、品質、価格ともに輸入豚肉と厳しい競合関係にあることから、これまで、競争力確保のために規模拡大等の構造改革を鋭意進めてきたところである。 ＜国産豚肉の生産量＞ 単位：トン（部分肉重量） <table><tr><td>年度</td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>生産量</td><td>922,691</td><td>901,101</td><td>908,696</td><td>894,537</td><td>896,938</td></tr></table> 資料：農林水産省「食肉流通統計」 (2)輸入状況等 単位：トン(実量ベース)、百万円 <table><tr><th rowspan="2">年 度 国 名</th><th colspan="2">令和5</th><th colspan="2">6</th><th colspan="2">7</th></tr><tr><th>数量</th><th>価額</th><th>数量</th><th>価額</th><th>数量</th><th>価額</th></tr><tr><td>カナダ</td><td>221,352</td><td>136,165</td><td>243,701</td><td>158,925</td><td>274,048</td><td>174,713</td></tr><tr><td>米国</td><td>224,814</td><td>138,877</td><td>219,767</td><td>145,163</td><td>207,117</td><td>128,814</td></tr><tr><td>スペイン</td><td>164,150</td><td>93,846</td><td>178,379</td><td>122,975</td><td>145,609</td><td>105,374</td></tr><tr><td>計(含その他)</td><td>915,400</td><td>554,482</td><td>983,953</td><td>660,134</td><td>945,724</td><td>619,003</td></tr></table> 資料：財務省「貿易統計」 (3)国際市況等 ＜米国産豚肉の平均価格（卸売価格）＞ <table><tr><td>年次</td><td>令和5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>平均価格 (USD/100lb)</td><td>166.8</td><td>179.2</td><td>195.8</td></tr></table> 資料：USDA/ERS「Meat Price Spreads」 注：カットアウトバリュー(各部分肉の卸売価格を一頭分の枝肉に再構成した卸売指標価格)。 (4)国際交渉の状況・諸外国における制度実態 豚肉については、CPTPP及び日EU・EPAでは、従量税（482円/kg）は発効初年度に125円/kg、10年目に50円/kgまで引き下げ、従価税（4.3%）は発効初年度に2.2%、10年目										年度	令和3	4	5	6	7	生産量	922,691	901,101	908,696	894,537	896,938	年 度 国 名	令和5		6		7		数量	価額	数量	価額	数量	価額	カナダ	221,352	136,165	243,701	158,925	274,048	174,713	米国	224,814	138,877	219,767	145,163	207,117	128,814	スペイン	164,150	93,846	178,379	122,975	145,609	105,374	計(含その他)	915,400	554,482	983,953	660,134	945,724	619,003	年次	令和5	6	7	平均価格 (USD/100lb)	166.8	179.2	195.8
年度	令和3	4	5	6	7																																																																		
生産量	922,691	901,101	908,696	894,537	896,938																																																																		
年 度 国 名	令和5		6		7																																																																		
	数量	価額	数量	価額	数量	価額																																																																	
カナダ	221,352	136,165	243,701	158,925	274,048	174,713																																																																	
米国	224,814	138,877	219,767	145,163	207,117	128,814																																																																	
スペイン	164,150	93,846	178,379	122,975	145,609	105,374																																																																	
計(含その他)	915,400	554,482	983,953	660,134	945,724	619,003																																																																	
年次	令和5	6	7																																																																				
平均価格 (USD/100lb)	166.8	179.2	195.8																																																																				

	(2027 年度) に撤廃。 日米貿易協定では、発効と同時に当該年度の C P T P P 税率と同水準の税率が適用され、関税削減スケジュールは C P T P P と同じ。 ② 問題点 安価な豚肉が大量に輸入されることにより、これまでの構造改革の成果が損なわれ、消費者への安定的な国産豚肉の供給に支障をきたすこととなる。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するため。 ② 改正の方向性 豚肉は、内外価格差があることから、生産性の向上など国内生産の構造改革を進めているところ。このような中、安価な豚肉の大量輸入によってこれまでの構造改革の成果が損なわれることなく、引き続き構造改革を推進していくためには、今後 W T O 交渉の結果により変更等があり得ることも考慮すると、一定の国境措置を暫定措置として確保することが不可欠である。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時の関係国との協議結果に基づき、W T O 協定税率よりも低い暫定税率を適用しており、当該国際約束を履行するため、暫定税率を維持していく必要がある。 このため、今後、W T O 農業交渉の結果により変更等があり得ることを考慮し、最も機動的な国定税率である暫定税率の 1 年以上の延長が必要である。 ③ 改正目的達成予定時期 W T O 農業交渉の進展を見つつ、国内の構造改革が進み、十分な国際競争力が確保されるまでの間、延長を行う必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 安価な豚肉等の大量輸入による国内生産への影響を緩和することにより、国内の安定的な構造改革が推進され、国産豚肉の安定供給が確保される。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行される。 【令和 7 年度における適用実績】 ・輸入実績：98 万トン、6,439 億円（資料：財務省「貿易統計」） ※上記には、各種 E P A に係る税率で輸入されているものも含む。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 本制度により、消費者が輸入豚肉等を購入する際の金銭的負担が軽減される。 (3) その他の効果・影響 特になし

	② 改正の妥当性 内外価格差が存在する中で、安価な豚肉等の大量輸入が国内生産の構造改革に与える影響を緩和し、消費者に国産豚肉を安定的に供給していくには、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における国際約束に基づく当該関税率及び特別緊急関税制度を引き続き維持することが必要である。また、現行の関税率及び特別緊急関税制度に代替しうる国内支持政策を実施するとなれば、追加的な社会的費用が発生することとなるため、一定の国境措置を維持しつつ、生産性向上などの構造改革の取組を一体的に進めていくことが効率的である。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上でも、暫定税率の維持は必要不可欠である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、本制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年度における豚肉の国内生産量の指標を132万トン（枝肉換算）に設定しており、本措置は、この指標達成のために必要不可欠な国境措置となっている。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上で、暫定税率の維持は必要不可欠である。 ④ 関連措置 ・養豚経営安定対策事業： 「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、養豚経営の安定を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	生きている豚及び豚肉等に係る暫定税率及び特別緊急関税制度は平成7年度に導入され、現在まで延長されている。 他方、「生きている豚及び豚肉等に係る緊急措置」が平成7年度から令和元年度まで措置（当該期間中の発動実績は計7回、最終発動は平成16年8月から平成17年3月）されていたところ、各種EPA協定の締結により多くが緊急措置の対象外となったことから、令和2年度以降は措置しないこととされた。
措置による効果	ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行されるとともに、消費者への安定的な豚肉供給に寄与してきた。

	生きている豚及び豚肉等に係る特別緊急関税制度は、平成9年1月1日から同年3月1日まで発動された。その発動の効果については、以下のとおり。 ① 輸入量の抑制 輸入量は、発動後（平成9年1月～3月）は、発動前（平成8年4～12月）に比べ低水準となった。 【平成8年度の豚肉輸入量（1か月平均）】 発動前：平成8年4月～12月（65,180トン／月） → 発動後：平成9年1月～3月（27,691トン／月） ② 国産卸売価格の安定 国産豚肉の卸売価格は、発動期間中において安定基準価格を下回ることにはなかった。 【平成8年度の価格安定帯】 安定基準価格：390円/kg 【平成8年度の豚肉卸売価格（省令）】 最低値：401円/kg（11月） 平均（平成9年1～3月）：455円/kg ※平成8年7月1日～平成9年3月31日までは、関税緊急措置も発動。
--	---